

国指定ウトナイ湖鳥獣保護区
更新計画書

平成 23 年 10 月 1 日

環境省

1 国指定鳥獣保護区の概要

(1) 国指定鳥獣保護区の名称

国指定ウトナイ湖鳥獣保護区

(2) 国指定鳥獣保護区の区域

北海道苫小牧市字植苗 150-3 番地の北端を起点とし、同所から同地番と河川敷の境界線を南東に進み、字植苗 37 番地の南側に位置する道路の南端と河川敷の交点を西に延伸する線と字植苗 150-3 番地との交点に至り、同所から字植苗 37 番地の南側に位置する道路の南端と河川敷の交点を見通した線を東進し、字植苗 37 番地の南側に位置する道路の南端と河川敷の交点に至り、同所から 33 番地の南側に位置する道路と国有地の境界線を南東に進み、国有地と字植苗 5-5 番地との交点に至り、同所から 5-5 番地の北側に位置する道路と字植苗 5-5 番地の境界線に沿って南東に進み、同番地の南端と国有地の交点に至り、同所から国有地と国有地の南側に位置する道路との境界線に沿って南西に進み、国有地と字植苗と字柏原との字界の交点に至り、同所から字植苗と字柏原の字界を南西に進み、同字界と河川敷の交点に至り、同所から国有地と字沼ノ端 250-2 番地の交点を見通し、その見通し線を西北に進み、国有地と字沼ノ端 250-2 番地の交点に至り、同所から字沼ノ端 250-2 番地の西端と河川敷の交点を見通し、その見通し線を西北に進み、字沼ノ端 250-2 番地と字沼ノ端と字植苗の字界の交点に至り、同所から沼ノ端と字植苗の字界を北進し、同字界と国道 36 号線の交点に至り、同所から国道 36 号線と河川敷の境界線を北進し、国道 36 号線と河川敷と字植苗 156-4 番地の交点に至り、同所から字植苗 156-4 番地と河川敷の境界線を東南に進み、字植苗 156-4 番地と河川敷と字植苗 157 番地の交点に至り、同所から字植苗 157 番地と河川敷の境界線を東南に進み、字植苗 157 番地と字植苗 156-1 番地と河川敷の交点に至り、同所から字植苗 156-1 番地と河川敷の境界線を北東に進み、字植苗 156-27 番地と字植苗 156-6 番地と河川敷の交点に至り、同所から字植苗 156-6 番地と字植苗 156-27 番地、156-12 番地の境界線を北東に進み、字植苗 156-6 番地と字植苗 156-12 番地と河川敷の交点に至り、同所から河川敷と字植苗 156-12 番地の境界線を北東に進み、字植苗 156-12 番地と字植苗 155-3 番地と河川敷の交点に至り、同所から字植苗 156-12 番地と字植苗 155-3 番地の境界線を北西に進み、字植苗 156-12 番地と字植苗 155-3 番地と字植苗 154-50 番地との交点に至り、同所から字植苗 155-3 番地と字植苗 154-50・94・93・48・47・46・45・44・43・42・55・41・3 番地の境界線を北東に進み、字植苗 155-3 番地と字植苗 154-3 番地と字植苗 153-12 番地と字植苗 153-2 番地の交点に至り、同所から字植苗 153-2 番地と字植苗 153-12・8・3・5 の境界線を北東に進み、字植苗 153-2 番地と字植苗 153-5 番地の東端との交点に至り、同所から字植苗 150-15 番地と字植苗 150-2 番地と字植苗 774 番地の交点を見通し、その見通し線を北東に進み、字植苗 150-15 番地と字植苗 150-2

番地と字植苗 774 番地の交点に至り、同所から字植苗 150-2 番地と字植苗 150-15・16・17・18・59・19・39・40・60・41・61・42・43・44・7・57・6・55 との境界線を北東に進み、字植苗 150-2 番地と字植苗 150-55 番地と字植苗 143-6 番地と字植苗 144-2 番地の交点に至り、同所から字植苗 143-6 番地と字植苗 144-2 番地の境界線を北東に進み、字植苗 144-2 番地と字植苗 143-6 番地と字植苗 143-5 番地と字植苗 143-3 番地の交点に至り、同所から字植苗 143-3 番地と字植苗 143-5・10 番地との境界線を北東に進み、字植苗 143-3・10 番地と字植苗 142-4 番地の交点に至り、同所から字植苗 142-3 番地と字植苗 142-4 番地及び字植苗 140-30・31 番地の境界線を北東に進み、字植苗 142-3 番地と字植苗 140-31 番地と字植苗 141-3 番地の交点に至り、同所から字植苗 141-3 番地と字植苗 140-31・32・33・34 との境界線を北東に進み、字植苗 141-3 番地と字植苗 140-34 番地と字植苗 140-3 番地の交点に至り、同所から字植苗 140-3 番地と字植苗 140-34・35・36・66・93・95 の境界線を北東に進み、字植苗 140-3 番地と字植苗 140-95 番地の東端との交点に至り、同所から字植苗 140-3 番地と字植苗 139-61・59 番地との交点を見通し、その見通し線を北東に進み、字植苗 140-3 番地と字植苗 139-61・59 番地との交点に至り、字植苗 140-3 番地と字植苗 139-59・60・56・5・108 の境界線を東南に進み、字植苗 140-3 番地と字植苗 139-108 番地と字植苗 150-3 番地との交点に至り、同所から字植苗 139-108 番地と字植苗 150-3 番地の境界線を北進し、字植苗 150-3 番地の北端に至る線により囲まれる区域。

(3) 国指定鳥獣保護区の存続期間

平成 23 年 10 月 1 日から平成 43 年 9 月 30 日まで (20 年間)

(4) 国指定鳥獣保護区の指定区分

集団渡来地の保護区

(5) 国指定鳥獣保護区の指定目的

当該区域は、北海道の南西部、苫小牧市の東部郊外、美々川下流の沖積平野に広がるウトナイ湖を中心とする地域である。ウトナイ湖は、全域が水深の浅い海跡湖で、湖の各所にフトイやマコモなどの水生植物が群落をなして分布する。湖の周辺には、低湿地が広がり、ヨシ、イワノガリヤスに代表される低層湿原が広がり、さらにハンノキ等の湿性林へとつながっている。また、南東部には、ヤチヤナギやムジナスゲなど中間湿原から高層湿原を象徴するような植物も見られる。

ウトナイ湖へは、オオハクチョウ、コハクチョウそれぞれ 1000 羽程度の群れが定期的に飛来し、文化財保護法（昭和 25 年法律第 214 号）に基づく天然記念物であり環境省が作成したレッドリストに掲載されている準絶滅危惧のマガンや天然記念物

であり絶滅危惧Ⅱ類のヒシクイが合わせて6万羽程度飛来するなど渡り鳥の重要な越冬地、中継地となっている。また、湖周辺の湿地はノゴマや絶滅危惧ⅠA類のシマアオジの重要な繁殖地になっている。さらに、周辺の樹林帯は絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年法律第75号）に基づく国内希少野生動植物種かつ天然記念物であり絶滅危惧ⅠB類のオジロワシ、国内希少野生動植物種かつ天然記念物であり絶滅危惧Ⅱ類のオオワシの越冬地にもなっている。

平成3年12月12日には大規模なガン・カモ類の渡来地としてラムサール条約湿地に登録された。さらに、平成18年からは、東アジア・オーストラリア地域渡り性水鳥重要生息地ネットワーク（ガンカモ類）にも参加している。

このように、当該地域は渡り鳥の越冬地、中継地として重要であることから、当該区域を集団渡来地の保護区として、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第28条第1項に規定する鳥獣保護区に指定し、当該区域に生息する鳥獣の保護を図るものである。

2 国指定鳥獣保護区の保護に関する指針

保護管理方針

- 1) 鳥類のモニタリング調査等を通じて、当該区域内の鳥類の生息状況の把握に努める。
- 2) 鳥類を驚かすような人の不用意な行動、ごみの散乱等による鳥類の生息への影響を防止するため、現場の巡視、関係地方公共団体、関係機関、地域住民等と連携協力した普及啓発活動等に取り組む。
- 3) ウトナイ湖周辺でアライグマ等の外来生物が確認されていることから、外来生物の生息状況の把握とともに、駆除を進めていく。

3 更新の理由

当該区域は、シベリアなどの北方から本州方面にかけて渡る1000羽程度のオオハクチョウやコハクチョウの群れが定期的に飛来し、また、文化財保護法（昭和25年法律第214号）により天然記念物に指定され環境省が作成したレッドリストで準絶滅危惧に掲載されているマガンや天然記念物で絶滅危惧Ⅱ類のヒシクイが合わせて6万羽程度飛来するなど多くの渡り鳥の渡来地、中継地として今日も重要である。また、平成3年には、鳥獣保護区指定区域全域がラムサール条約湿地にも登録されるなど国際的に重要な区域であることに変わりはないことから、引き続き鳥獣保護区を設定する必要がある。

4 更新する国指定鳥獣保護区の土地の地目別面積及び水面の面積

総面積 510ha

内訳

ア 形態別内訳

林野 - ha
 農耕地 - ha
 水面 275ha
 その他 235ha

イ 所有者別内訳

国有地 107ha

国有林	{	林野庁所管	- ha	{	制限林	- ha	{	保安林	- ha
		その他	- ha		普通林	- ha		砂防指定地	- ha
国有林以外の国有地 (財務省所管)			107ha					その他	- ha
地方公共団体有地	{		127ha	道有地	- ha				
				市有地	127ha				
私有地等			1ha						
公有水面			275ha						

ウ 他の法令 (条例を含む)による規制区域等

自然環境保全法による地域	- ha	自然環境保全地域特別地区	- ha
		自然環境保全地域普通地区	- ha
自然公園法による地域	- ha	特別保護地区	- ha
		特別地域	- ha
		普通地域	- ha
文化財保護法による地域			- ha
ラムサール条約登録湿地			510ha
名称 (ウトナイ湖)			
苫小牧市自然環境保全条例による自然環境保全地区			17ha

5 更新する区域における鳥獣の生息状況

(1) 当該地域の概要

ア 国指定鳥獣保護区の位置

当該区域は、北海道の南西部の苫小牧市にあり、苫小牧市街地から東北方向約 12km、海岸汀線（太平洋岸）から約 8km の距離にある。ウトナイ湖は、美々川、オタルマップ川、勇払川が流入する周囲 9km の淡水湖であり、区域一帯は、国道 36 号、日高自動車道、JR 室蘭本線に囲まれる。

イ 地形、地質等

当該区域は勇払平野の中央に位置し、ウトナイ湖及び湖周辺の沖積低地とから成る。ウトナイ湖は約三千年前頃から始まった勇払低湿地の陸化にともない形成された海跡湖であり、大部分が 60～80cm 程度の水深とされている。湿原堆積物から成る後背湿地は、広くウトナイ湖周辺に、また、氾濫原堆積物からなる三角州性低地はウトナイ湖北部（美々川流入部付近）に分布する。地質的には、ウトナイ湖周辺は、第四期更新世後半までは海（古石狩海峡）であったと考えられている。

ウ 植物相の概要

ウトナイ湖周辺はヨシイワノガリヤス群落を主体とした低層湿原が発達し、沢沿いの湿潤地域にはハンノキ林、ヤチダモ林やヨシイワノガリヤス群落、ヤチヤナギームジナスゲ群落となっている。ウトナイ湖では水生植物群落が記録されており、沈水植物群落のセキショウモ群落、浮葉植物群落のヒシ群落、挺水植物群落のコウホネ、マコモ、フトイ、スギナモの群落が報告されている。

エ 動物相の概要

当該区域では、約 200 種の鳥類の生息が確認されている。ハクチョウやガン、カモ類の水鳥に加え、環境省が作成したレッドリストに掲載されている準絶滅危惧のオオジシギ、キビタキ等の森林や草原に生息する鳥類も多いのが特徴である。当該区域は、渡り鳥の重要な中継地、越冬地となっているほか、ノゴマ、絶滅危惧 I A 類のシマアオジ等の繁殖地、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成 4 年法律第 75 号）に基づく国内希少野生動植物種かつ天然記念物であり絶滅危惧 I B 類に掲載されているオジロワシ、国内希少野生動植物種かつ天然記念物であり絶滅危惧 II 類のオオワシの越冬地にもなっている。

哺乳類では 9 科 21 種、エゾリス、キタキツネなどの生息が確認されている。また、近年ではアライグマなどの外来種の増加が報告されている。

(2) 生息する鳥獣類

ア 鳥類 別表参照

イ 獣類 別表参照

(3) 当該地域の農林水産物の被害状況
なし。

6 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第 32 条の規定による補償に関する事項
当該区域において、第 32 条に規定する損失を受けた者に対しては、通常生ずべき損失を補償する。

7 施設整備に関する事項

- | | |
|---------------|------|
| (1) 特別保護地区用制札 | 15 本 |
| (2) 案内板 | 2 基 |

生息する鳥獣類リスト

ア. 鳥類

目	科	種または亜種	種の指定等
【アビ目】	アビ科	○ オオハム	
【カイツブリ目】	カイツブリ科	○ カイツブリ	
		○ ハジロカイツブリ	
		○ ミミカイツブリ	
		○ アカエリカイツブリ	
【ペリカン目】	ウ科	○ ウミウ	
【コウノトリ目】	サギ科	○ サンカノゴイ	EN
		○ アマサギ	
		○ ダイサギ	
		○ チュウサギ	NT
		○ コサギ	
		○ アオサギ	
【カモ目】	カモ科	○ シジウカラガン	国内希少、CR
		○ ハイロガン	
		○ マガン	NT、国天
		○ ヒシクイ	VU、国天
		○ ハクガン	DD
		○ サカツラガン	DD
		○ コブハクチョウ	
		○ オオハクチョウ	
		○ コハクチョウ	
		○ オシドリ	DD
		○ マガモ	
		○ カルガモ	
		○ コガモ	
		○ トモエガモ	VU
		○ ヨシガモ	
		○ オカヨシガモ	
		○ ヒドリガモ	
		○ アメリカヒドリ	
		○ オナガガモ	
		○ シマアジ	
		○ ハシビロガモ	
		○ ホシハジロ	
		○ オオホシハジロ	
		○ キンクロハジロ	
		○ スズガモ	
		○ ビロードキンクロ	
		○ コオリガモ	
		○ ホオジロガモ	
		○ ミコアイサ	
		○ ウミアイサ	
		○ カワアイサ	
【タカ目】	タカ科	○ ミサゴ	NT
		○ トビ	
		○ オジロワシ	国内希少、EN、国天
		○ オオワシ	国内希少、VU、国天
		○ オオタカ	国内希少、NT
		○ ツミ	
		○ ハイタカ	NT
		○ ケアシノスリ	

目	科	種または亜種	種の指定等
		○ ノスリ	
		○ ハイロチュウヒ	
		○ チュウヒ	EN
	ハヤブサ科	○ ハヤブサ	国内希少、VU
		○ チゴハヤブサ	
		○ チョウゲンボウ	
【キジ目】	ライチョウ科	○ エゾライチョウ	DD
	キジ科	○ ウズラ	NT
		○ キジ	
【ツル目】	ツル科	○ タンチョウ	国内希少、VU、国特天
	クイナ科	○ クイナ	
		○ シマクイナ	EN
		○ パン	
		○ オオパン	
【チドリ目】	チドリ科	○ コチドリ	
		○ イカルチドリ	
		○ シロチドリ	
		○ メダイチドリ	
		○ ムナグロ	
		○ ダイゼン	
		○ タゲリ	
	シギ科	○ キョウジョシギ	
		○ トウネン	
		○ ヒバリシギ	
		○ オジロトウネン	
		○ アメリカウズラシギ	
		○ ウズラシギ	
		○ ハマシギ	
		○ オバシギ	
		○ エリマキシギ	
		○ ツルシギ	
		○ アカアシシギ	VU
		○ コアオアシシギ	
		○ アオアシシギ	
		○ クサシギ	
		○ タカブシギ	
		○ キアシシギ	
		○ イソシギ	
		○ ソリハシシギ	
		○ オグロシギ	
		○ オオソリハシシギ	
		○ ホウロクシギ	VU
		○ チュウシャクシギ	
		○ ヤマシギ	
		○ タシギ	
		○ オオジシギ	NT
	セイタカシギ科	○ セイタカシギ	VU
	ヒレアシシギ科	○ アカエリヒレアシシギ	
	カモメ科	○ ユリカモメ	
		○ セグロカモメ	
		○ オオセグロカモメ	
		○ ワシカモメ	
		○ シロカモメ	
		○ カモメ	
		○ ウミネコ	
		○ ミツユビカモメ	

目	科	種または亜種	種の指定等
		○ ハジロクロハラアジサシ	
		○ クロハラアジサシ	
		○ アジサシ	
		○ コアジサシ	国際希少、VU
【ハト目】	ハト科	○ キジバト	
		○ アオバト	
		○ カワラバト(ドバト)	
【カッコウ目】	カッコウ科	○ カッコウ	
		○ ツツドリ	
【フクロウ目】	フクロウ科	○ トラフズク	
		○ コミミズク	
【ヨタカ目】	ヨタカ科	○ ヨタカ	VU
【アマツバメ目】	アマツバメ科	○ ハリオアマツバメ	
		○ アマツバメ	
【ブッポウソウ目】	カワセミ科	○ ヤマセミ	
		○ カワセミ	
	ヤツガシラ科	○ ヤツガシラ	
【キツツキ目】	キツツキ科	○ アリスイ	
		○ ヤマゲラ	
		○ アカゲラ	
		○ オオアカゲラ	
		○ コゲラ	
【スズメ目】	ヒバリ科	○ ヒバリ	
	ツバメ科	○ ショウドウツバメ	
		○ ツバメ	
		○ イワツバメ	
	セキレイ科	○ キセキレイ	
		○ ハクセキレイ	
		○ セグロセキレイ	
		○ ビンズイ	
		○ タヒバリ	
	ヒヨドリ科	○ ヒヨドリ	
	モズ科	○ モズ	
		○ アカモズ	EN
		○ オオモズ	
	レンジャク科	○ キレンジャク	
		○ ヒレンジャク	
	ミソサザイ科	○ ミソサザイ	
	ツグミ科	○ ノゴマ	
		○ ジョウビタキ	
		○ ノビタキ	
		○ トラツグミ	
		○ アカハラ	
		○ マミチャジナイ	
		○ ツグミ	
	ウグイス科	○ ヤブサメ	
		○ ウグイス	
		○ エゾセンニュウ	
		○ シマセンニュウ	
		○ マキノセンニュウ	
		○ コヨシキリ	
		○ オオヨシキリ	
		○ メボソムシクイ	
		○ エゾムシクイ	
		○ センダイムシクイ	

目	科	種または亜種	種の指定等
	ヒタキ科	○ キビタキ ○ サメビタキ ○ エゾビタキ ○ コサメビタキ	
	エナガ科	○ エナガ	
	シジュウカラ科	○ ハシブトガラ ○ ヒガラ ○ ヤマガラ ○ シジュウカラ	
	ゴジュウカラ科	○ ゴジュウカラ	
	メジロ科	○ メジロ	
	ホオジロ科	○ ホオジロ ○ ホオアカ ○ カシラダカ ○ ミヤマホオジロ ○ シマアオジ ○ アオジ ○ オオジュリン ○ ユキホオジロ	CR
	アトリ科	○ アトリ ○ カワラヒワ ○ マヒワ ○ ベニヒワ ○ オオマシコ ○ ベニマシコ ○ ウソ ○ イカル ○ シメ	
	ハタオリドリ科	○ ニュウナイスズメ ○ スズメ	
	ムクドリ科	○ コムクドリ ○ ムクドリ	
	カラス科	○ カケス ○ ハシボソガラス ○ ハシブトガラス	
合計	17 目	43 科	197 種

イ. 獣類

目	科	種または亜種	種の指定等
【モグラ目】	トガリネズミ科	ヒメトガリネズミ エゾトガリネズミ オオアシトガリネズミ	
【ウサギ目】	ウサギ科	エゾユキウサギ	
【ネズミ目】	リス科	エゾリス シマリス エゾモモンガ	
	ネズミ科	ミカドネズミ エゾヤチネズミ ヒメネズミ カラフトアカネズミ エゾアカネズミ	
【ネコ目】	クマ科	エゾヒグマ	
	イヌ科	エゾタヌキ キタキツネ	
	イタチ科	ニホンイイズナ エゾオコジョ イタチ ミンク	NT
	アライグマ科	アライグマ	
【ウシ目】	シカ科	エゾジカ	
合計	5 目	9 科	21 種

(注)

- 鳥獣の目・科・種（和名）及び配列は、日本野生鳥獣目録（平成 14 年 7 月、環境省自然環境局 野生物種課）に拠った。
- 種の指定等の要件は次のとおりである。
 - 国天：国指定天然記念物
 - 国特天：国指定特別天然記念物
 - レッドリスト（平成 18 年、環境省）（ア．鳥類）
 - レッドリスト（平成 19 年、環境省）（イ．獣類）
 - CR:絶滅危惧 IA 類、EN:絶滅危惧 IB 類、VU:絶滅危惧 II 類、NT:準絶滅危惧
 - DD:情報不足、LP:絶滅のおそれのある地域個体群
 - 国内希少：絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律による国内希少野生動植物種
 - 国際希少：絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律による国際希少野生動植物種
- 印は一般的に見られる鳥獣。アンダーラインは鳥獣保護及び狩猟の適正化に関する法律第 7 条第 5 項第 1 号の規定により特に保護を図る必要があるものとして環境省令で定める鳥獣及び天然記念物に指定された鳥獣。